

「ESD 推進ネットワークの構築に向けて」解説資料（案）

本資料は、「ESD 推進ネットワークの構築に向けて」（平成 28 年 3 月、ESD 活動支援企画運営準備委員会、文部科学省、環境省）に示された構想を具体化するために、ネットワークを構成する各主体が認識を共有することを目的として、平成 28 年度 ESD 活動支援企画運営委員会の指導・助言を受けて作成するものである。

平成 29 年〇月

ESD 活動支援センター

1. はじめに

本文書は、ESD 推進ネットワークの構築に向けて、そのハブとなる全国・地域の支援拠点のあり方について、マルチステークホルダーの協働・連携により中長期的に実現をめざす事項を含めて明示するものである。

2. 経緯

1992年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議（UNCED、地球サミット）」が開催され、持続可能な開発を実現するための行動計画である「アジェンダ 21」が採択され、この中で、持続可能な開発の促進には教育が不可欠であることが明記された。

持続可能な開発を実現していくためには、人づくり、特に教育が重要との観点に立ち、我が国は政府と NGO が共同で、2002年のヨハネスブルグ・サミット（リオ+10）において、「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development。以下「ESD」）の10年」を提案し、その後、同年の第57回国連総会において「国連 ESD の10年」が全会一致で採択され、2005年より、UNESCO を主導機関として「国連 ESD の10年」が開始された。

我が国では、「国連 ESD の10年」に係る施策の実施について、関係行政機関の相互の緊密な連携や、総合的かつ効果的な推進を図るため、2005年に「国連 ESD の10年」関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」）が設置され、2006年には、連絡会議において、ESD の目標や課題、推進方策など関係行政機関の諸政策をとりまとめた、「我が国における『国連 ESD の10年』に関する実施計画」（以下「実施計画」）を策定した。また、実施計画に基づき、2007年から、行政機関、NGO/NPO、教育機関、企業等の関係者が集まり、「国連 ESD の10年」に関する情報共有及び意見交換を促進する場として『国連 ESD の10年』円卓会議（以下「円卓会議」）を開催してきた。

文部科学省においては、日本ユネスコ国内委員会 ESD 特別分科会において、ユネスコスクール間の交流促進や、ESD の具体的な実践やその準備の進め方等に関する手引及びそれに関する研修の実施などとともに、「地域での多様な ESD 実践をつなぐネットワークの形成」が ESD を深めるための取組として提示された。

環境省においては、2015年以降も ESD を推進していく必要性や、その具体的な方向性を議論するため、2014年1月から『国連 ESD の10年』後の環境教育推進方策懇談会（以下「懇談会」）を開催し、2014年8月に「人材の育成」、「教材・プログラムの開発・整備」、「連携・支援体制の整備」を柱とする今後の環境教育・学習の推進方策をとりまとめた。特に「連携・支援体制の整備」については、地域における環境教育・学習の実践者に対してニーズ等を踏まえた柔軟な支援が行える体制や、全国規模で分野横断的に ESD を展開していくために様々な主体が参加でき

る全国的なネットワーク体制の整備が必要と指摘された。

また、2014年10月に、実施計画に基づく取組・成果及び優良事例をとりまとめた、「国連持続可能な開発のための教育の10年（2005～2014年）ジャパンレポート」においても、中核となる組織や人材の有無、それらを支援する体制の有無により地域差が生じていることや、NGO/NPO等地域の多様な主体が連携した、ハブ機能を有する地域レベルでのESDの支援体制の整備が課題として指摘された。

2014年11月に開催されたユネスコ世界会議の成果文書である「あいち・なごや宣言」においても「政府や市民社会団体、民間企業等の関係するステークホルダーによる、活動支援や経験共有のためのプラットフォームを構築する必要性」について記述された。

こうした動きを踏まえ、2015年1月、文部科学省と環境省は、2015年以降のESDの取組推進に向けた全国的なESD活動支援体制（ESD活動支援センター（仮称））の整備を共同で提案するとともに、2015年7月より、学識経験者、ESD実践者、企業団体職員、地方自治体職員などで構成する「ESD活動支援企画運営準備委員会」を設置して、ESDの実践者への支援体制等について検討を行い、2015年度内に我が国におけるESD推進ネットワークの全国的ハブとなるべき「ESD活動支援センター」¹を開設することとした。

3. 目的

ESD推進ネットワークは、持続可能な社会の実現に向け、ESDに関わるマルチステークホルダーが、地域における取組を核としつつ、様々なレベルで分野横断的に協働・連携してESDを推進することを目的として構築するものとする。

また、ESD推進ネットワークの構築に当たっては、2014年の第69回国連総会において「国連ESDの10年」の後継プログラムとして採択された「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」の5つの優先行動分野や、「我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するグローバル・アクション・プログラム」実施計画」（以下「ESD国内実施計画」）のほか、前述の連絡会議及び円卓会議の議論、懇談会報告書で示されたESDの推進に向けた4つの課題・8つの取組等を踏まえるものとする（参考①参照）。

さらに、2015年の第70回国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」の達成に向けたESDに関する国際社会の動きを踏まえるものとする。

【解説】

- ここでいう「ESDを推進」とは、我が国のESDの質的向上、量的拡大を図ることにより、持続可能な開発のために求められる原則、価値観、行動が、教育や学び・人づくり・地域づくりのあらゆる場において主流

¹ 「ESD推進ネットワークの構築に向けて」策定の後に名称が確定したため、「仮称」を削除。

化していくことである。そのことにより、環境・経済・社会の面において持続可能な社会の実現を目指すことを意味する。2030年に向けた人類の持続可能な開発の目標であるSDGsの達成のための意識・行動の変容をもたらす学びがESDであると位置づけることはその一面である。また、ESDにおいては、地域の諸課題の解決に向けた学びを通じて教育の質の向上を目指すことが重要である。

- ESD推進ネットワークについて、ネットワークの構築そのものが目的ではないことに留意する。ネットワークは、上記の「ESDが質・量ともに拡大」するための手段であり、同時にESDの質的向上、量的拡大の上で課題となることを解決する手段として位置付けられる。
- ここでいう「マルチステークホルダー」とは、「様々な主体」「多様な主体」や「政府や市民社会団体、民間企業等の関係するステークホルダー」とほぼ同義に用いている。
- ここでいう「様々なレベル」とは、ESDを推進するためには、学校区のような小さな地域単位、市町村のような基礎自治体単位、都道府県のような地域単位、複数の都道府県を含む広域ブロックのような地域単位、全国レベル、国際レベルといったレベルが重層的に存在することが重要との認識に立ち、それらすべてを含むレベルを意味する。
- ここでいう「分野横断的」とは、環境や国際理解といった特定分野のみならず、貧困削減、平和構築、人権、男女の格差是正等の個別分野間の連携・協働を進めることを意図している。

4. ネットワークの体制

ESD推進ネットワークは、ESDに関わるマルチステークホルダーによる開かれたネットワークであり、ESD推進ネットワークを拡大し、ESD活動を活性化していくために、学校、NGO/NPO、企業、地方自治体、国等の各ステークホルダーが連携して、全国、広域ブロック（複数の都道府県にまたがるブロック）及び地域ブロックで、以下の体制により整備・形成を促進するものとする。

【解説】

- ここでいう「開かれたネットワーク」とは、ESD推進ネットワークの目的に賛同するESD推進の様々な主体（組織、拠点施設、人材）の自発的・実務的なつながりを意味するものである。

A) ESD活動支援企画運営委員会（以下「企画運営委員会」）²

ESD推進ネットワーク全体の活動の基本的方向を議論するとともに、ESD活

² 「ESD推進ネットワークの構築に向けて」策定の後に名称が確定したため、「仮称」を削除。

動支援センターの事業評価、事業計画や個別事業に対する指導・助言等を行う機関として、ESD 活動支援センターが設置し、事務局を務める。

なお、企画運営委員会委員は、ESD に関する有識者・実践者など 15 名程度に加え、環境省・文部科学省の担当者、ESD 活動支援センター代表者などが出席する。

B) ESD 活動支援センター（以下「全国センター」）

ESD 推進ネットワークの全国的なハブ機能を果たすため、ESD 推進ネットワーク全体の活動の基本的方向性や企画運営委員会の事業評価の結果等を踏まえた事業計画に基づき、全国レベルで ESD 活動の支援を行う組織として設置する。また、ESD の推進に関心を持つ団体と協働・連携関係を構築（以下「協力団体」）し、活動の活性化を図る。

C) 地方 ESD 活動支援センター（仮称）（以下「地方センター」）

ESD 推進ネットワークの広域的なハブ機能を果たすため、広域ブロックにおける ESD 活動の支援、地域 ESD 活動推進拠点と協働・連携した活動、さらに全国センターと協働・連携して地域と全国や海外との協働・連携を支援する組織として設置する。なお、当面の間、全国 8 か所にある環境省の地方環境パートナーシップオフィス（地方 EPO）を活用する。

D) 地域 ESD 活動推進拠点（以下「地域 ESD 拠点」）

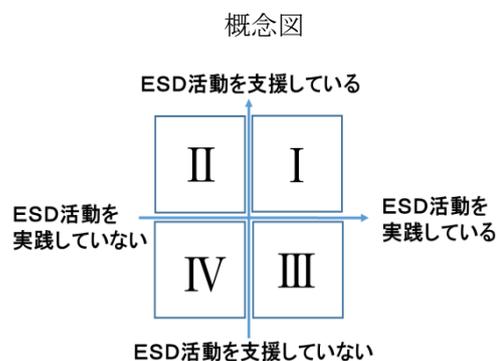
ESD 推進ネットワークの地域における ESD 活動の支援窓口となる拠点として、地域で先導的、波及効果の高い ESD 活動を実践している組織・団体や地域で ESD 活動を支援している組織・団体などの協力を得て、地域ブロックごとに形成を促進する。

地域 ESD 拠点となる組織・団体は、ユネスコスクール、ASPUnivNet 加盟大学、RCE 地域拠点、ESD コンソーシアム、ユース組織、環境学習施設、社会教育施設、NGO/NPO、企業などが想定され、その形態も地域の実情に応じて、単独の組織・団体、複数の組織・団体による連携などが想定される。

なお、できる限り多くの団体の協力が得られるような制度設計が必要である。

【解説】

- ESD 活動においては学び合いが重要であると考えられており、意識的な支援活動を行わない組織・団体であっても、他者の求めに応じて経験を共有する等の形で実質的な支援を行うことがある。それを前提に、ESD 活動を実践しているか、また、支援



しているかによって組織・団体を概念的に整理したのが右の概念図である。

- 地域 ESD 拠点として想定されている団体・組織は、概念図に示す、I 及び II である。
- I は ESD 活動を実践し、かつ、ESD 活動を支援している組織・団体である。ESD 推進に関する中間支援や人材育成機能等を持つ組織・団体が実践を担っている場合や、必ずしも「支援」を活動の主目的に掲げてはいないが、実質的に支援機能を担っている場合等が考えられる。
- II は、自らは活動実践の現場等を持たない組織・団体である。これら団体・組織の役割は、ESD を実践している組織・団体と同様にきわめて重要である。
- III は、特に ESD 活動の支援機能を持たない実践組織・団体である。
- IV は、ESD の実践組織・団体でも支援組織・団体でもないが、その可能性を有する組織・団体である。
- III 及び V は、概念的には、I 及び II の働きかけによって、I 又は II に変容することが期待される。この変容はネットワークの構築がもたらす行動あるいは意識の変容の一つである。
- 地域 ESD 拠点は、カバーするエリア（複数の都道府県にまたがる広域レベル、都道府県レベル、都道府県内の市町村レベル以上、市町村レベル、小中学校区レベル等）、組織形態、設置者、活動分野等において、多様である。
- 「できる限り多くの団体の協力が得られるような制度設計」としては、地域の組織・団体が ESD 推進ネットワークの目的に賛同し、地方センター等との連携のもとに、地域 ESD 拠点となる意思表示を行うこと等が考えられる。

5. ネットワークの各組織の役割分担

ESD 推進ネットワークを効果的・効率的に活用していくために必要な機能を以下の4つとし、上記4.の各組織が担う役割は以下のとおりとする。また、役割の遂行に当たっては、それぞれの取組について、可視化への配慮が必要である。

- ① ESD 活動を支援する情報共有機能
- ② 現場のニーズを反映した ESD 活動の支援機能
- ③ ESD 活動のネットワークの形成、ESD 実践の学びあいの場の促進機能
- ④ 人材育成機能

A) 企画運営委員会

ESD を普及・浸透させるため、円卓会議での議論や国内実施計画の内容、地

域の実情等を踏まえた、総合的な ESD 活動支援方策の検討及びその実現に向けた全国センターへの指導・助言などを担う。

- ・定例委員会（年 2 回）を開催し、全国センターの事業計画案に対する助言や事業の評価等を行う。また、必要に応じて臨時委員会（不定期）を開催する。

B) 全国センター

ESD 活動支援センター運営等業務契約書（仕様書を含む）及び企画運営委員会の指導・助言などに基づく事業の実施を通じて、以下の機能を発揮することで、様々な主体が実践する多様な ESD 活動を支援する全国的、分野横断的なハブの役割を担う。

① ESD 活動を支援する情報共有機能

- ・政府の ESD 関連施策の動向や海外の ESD 関連情報の収集・整理・提供
- ・国内の ESD 活動に関する情報提供、広報
- ・国内と海外の ESD 活動の相互情報交流の支援
- ・ESD 活動に関するプログラム、資料等の提供、相談窓口

② 現場のニーズを反映した ESD 活動の支援機能

- ・ESD 活動の実践から発生する施策ニーズを収集・整理する場の設定
- ・ESD 活動の支援方策に関する調査研究
- ・地方センターの運営支援、連絡調整
- ・地方センターとの連携による地域 ESD 拠点の形成支援
- ・地方センターとの連携による地域 ESD 拠点の活動支援

③ ESD 活動のネットワーク形成、ESD 実践の学び合いの促進機能

- ・ESD 活動に関連する多様な主体が参画する全国的なネットワークの形成、相互連携活動の推進、モデル事業の実施
- ・国内における地域的、全国的、国際的な ESD 活動や、海外の ESD 活動など、多様な ESD 活動の実践者、有識者等が相互に学び合え、交流できる機会の場の設定

④ 人材育成機能

- ・ESD 活動のコーディネーター・指導者等の育成、人材の登録や紹介による活躍の場づくり、インターンの受け入れ

C) 地方センター

担当ブロックの地方自治体や地域 ESD 拠点等との連携の下、以下の機能を発揮することで、地域で ESD 活動を支援する地域ネットワークのハブの役割を担う。

① ESD 活動を支援する情報共有機能

- ・地方における ESD 情報の収集・発信、交流機会の提供、助言・相談対応

② 現場のニーズを反映した ESD 活動の支援機能

- ・地方における ESD 活動の課題、ニーズ、リソース等の収集・整理・提供

- ・地域 ESD 拠点の形成支援
- ・地域 ESD 拠点の活動支援
- ・地域 ESD 拠点との連携による普及・啓発
- ③ESD 活動のネットワークの形成機能
 - ・ESD 活動に関連する多様な主体の地域ネットワークの形成、相互連携事業や交流事業の実施
 - ・地方ブロックにおける ESD 推進のための地方自治体との協議機関の設置
 - ・運営
- ④人材育成機能
 - ・ESD 活動人材の掘り起こし・登録・紹介、インターンの受け入れ

D) 地域 ESD 拠点

ESD 活動のネットワークの形成機能

- ・地方センターと連携し、地域を巻き込んだ ESD 関連事業の実践による地域ネットワークの形成

【解説】

企画運営委員会、全国センター、地方センター、地域 ESD 拠点は、それぞれ相互補完的な役割分担のもとに連携・協働して機能を発揮することが重要である。その際、各地域や各分野の ESD 推進の現場である地域 ESD 拠点多くの分野、多様な主体によって数多く創出・形成され、活動の質を高めていくことが最重要である。地方センターは全国センターと連携してその実現に必要な連携・支援を行う。全国センターは、地方センターと連携して、また地方センターを支援して、それを可能にするための条件整備や基盤形成を行う。それら全体の進行管理を企画運営委員会が担う。このような補完関係を重視する。

* ESD 推進ネットワークの各組織・主体の関係の概要については解説資料参考の概念図を参照

【参考①】 ESD 推進のための方針等

【ESD の推進に向けた 4 つの課題・8 つの取組】（懇談会報告）

4 つの課題

①人材育成に係る課題

- ・ ESD の実践者や実践者を支援するコーディネーター等の不足
- ・ 実践者を育成するための研修が質量ともに不十分

②教材・プログラムの整備に係る課題

- ・ 教材等が利用者のニーズに沿って体系化されておらず、素早く見つけることが困難
- ・ アジア諸国の人材育成のための教材等の国際化が必要

③連携・ネットワーク上の課題

- ・ ESD を実践する様々な主体間の連携・ネットワークが不十分
- ・ ネットワークのハブとしての全国的なセンター機能を発揮する組織の不在

④ESD に係る取組を効果的に推進していく上での課題

- ・ ESD の認知度の向上
- ・ 定量的な目標設定や定期的なフォローアップなど PDCA サイクルの整備

8 つの取組

(人材の育成)

- ① ESD の実践者への研修や文部科学省と連携した ESD に関する教員等への研修の充実及び研修の講師となり得る人材の確保
- ② 実践者を支援するプロデューサー・コーディネーターの育成

(教材・プログラムの開発・整備)

- ③ 自らの習熟度やニーズに適った教材等が容易に入手可能となるよう、環境教育教材のポータルサイトの再整備
- ④ 教材等の紹介や活用法等についての助言ができる人材（教材・プログラムアドバイザー（仮称））の配置

(連携・支援体制の整備)

- ⑤ 様々な主体が参画する全国的なネットワーク機能の体制整備
- ⑥ 国際機関と協力した途上国に対する研修への ESD の取り込みなどの海外との連携

(ESD に係る取組の効果的な推進・継続方策)

- ⑦ ESD が目指す社会の良さを実感できるよう、経済・文化・社会・開発等の各分野の取組に ESD を積極的に取り込む
- ⑧ ESD の目標の共有、施策の進捗・効果を評価する仕組みを様々な主体の参画を得て構築

【5つの優先行動分野】（GAP）

①政策的支援（ESDに対する政策的支援）

ESD を教育と持続可能な開発に関する国際及び国内政策へ反映させる

②機関包括型アプローチ（ESD への包括的取組）³

全てのレベルと場において ESD の機関包括型アプローチを促進する

③教育者（ESD を実践する教育者の育成）

ESD のための学習のファシリテーターとなるよう、教育者、トレーナー、その他の変革を進める人の能力を強化する

④ユース（ESD への若者の参加の支援）

ESD を通じて持続可能な開発のための変革を進める人としての役割を担うユースを支援する

⑤地域コミュニティ（ESD への地域コミュニティの参加の促進）

ESD を通じた地域レベルでの持続可能な開発の解決策の探求を加速する

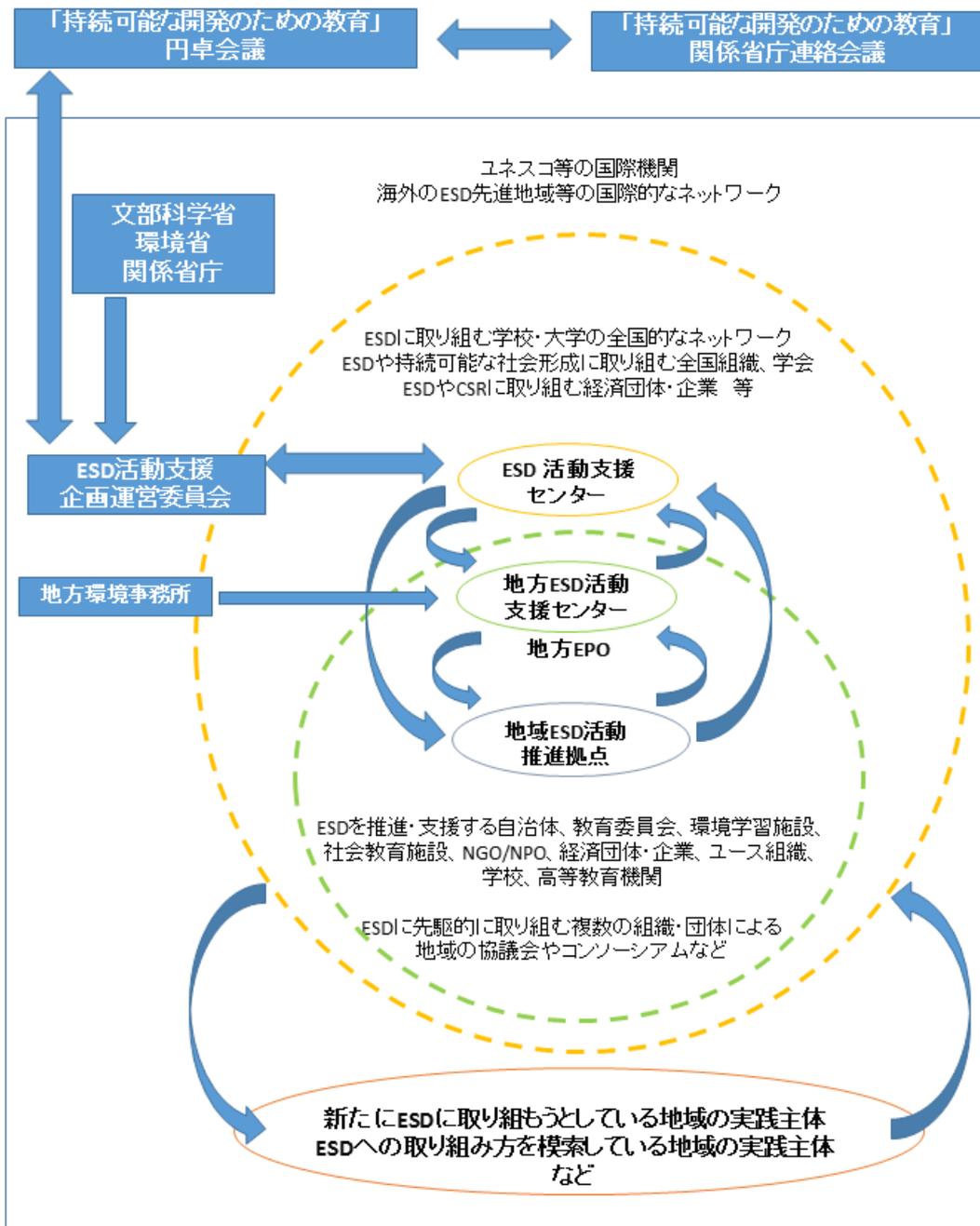
【あいち・なごや宣言のポイント】

全てのステークホルダーが 2015 年以降、GAP の枠組みに沿って ESD を推進することや、GAP の 5 つの優先行動分野におけるモニタリング及び評価の方法を強化することを求め、また、若者を重要なステークホルダーと位置付けているほか、特にユネスコ加盟国政府に対して以下の取組を求めている

- ・教育政策とカリキュラムがどの程度 ESD の目標を達成しているかを評価し、教育、訓練、職能開発に十分に ESD を取り入れること
- ・GAP の 5 つの優先行動分野に沿った政策を実行に移す（又は実施する）ために十分な資源を配分、集結すること
- ・ユネスコ世界会議の成果をポスト 2015 年開発アジェンダに反映させること
- ・政府や市民社会団体、民間企業等の関係するステークホルダーによる、活動支援や経験共有のためのプラットフォームを構築すること

³ GAP 原文の whole-institution approaches の文部科学省・環境省仮訳による訳語。学校の場合、学校経営方針の中に位置付け、ESD の価値観が浸透し教職員、児童生徒等に共有されていること。学校まるごとアプローチ等とも言われることもある。GAP ではどのような組織・団体にも同様のことが期待されている。

【参考②】 ESD 推進ネットワークのイメージ図（公開用）



ESD推進ネットワーク 組織・主体の関係(概念図)

